

基本施策1 地域包括ケアの仕組みづくり

施策の方向性(1)包括的相談支援体制の構築

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備 ②相談支援包括化のための多機関連携強化 ③包括的・継続的マネジメント支援の推進 ④ソーシャルワーク機能の向上 ⑤アウトリーチ（地域に向く支援活動）による支援の充実	○8050問題やダブルケア、ひきこもりや障害のある子と要介護の親の世帯など、複雑化・複合化した課題を的確に捉え適切な支援につなげる包括的支援体制の構築に向けた多機関連携強化の取組として、福祉保健部各課に相談支援包括化推進員を13名配置した。10月から月1回程度相談支援包括化推進連絡会議を開催し、ネットワークの構築や個別事例検討等を行った。  ○ソーシャルワーク機能の向上研修として、区職員及び相談支援機関職員を対象とした「地域福祉講演会」を開催し、計画の理念や地域共生社会の考え方、区の課題等について共有を図るとともに、相談・支援に携わる職員等を対象として複合的な課題への対応力を強化するための専門研修を実施した。  ○生活支援コーディネーターを1名増員し、地域福祉コーディネーターと連携して複合的な課題を抱える世帯や「制度の狭間」にある世帯等に対する支援を充実した。	B	○社会福祉法改正により新たに重層的支援体制整備事業が創設され、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施が必須とされた。重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討が必要である。  ○「地域福祉講演会」では福祉保健分野以外の職員の参加を促し積極的な参加があったが、重層的支援体制整備事業の実施を視野に入れ、計画の理念や地域共生社会の考え方について、全庁的な理解促進に向けたさらなる周知・調整が必要である。  ○ソーシャルワーク機能向上研修では、講演形式の研修のほかに、ケーススタディなどの実践的な研修もあわせて実施することが望ましい。  ○複雑化・複合化した課題や「制度の狭間」の課題を抱えた区民への支援が求められる中、地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの役割はますます重要なものとなっており、相談を包括的に受け止める場の整備や多機関連携強化の取組等とあわせ、体制を強化する必要がある。	○令和3年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施し、令和5年度の移行を目指し、庁内調整・検討を進めていく。  ○相談支援包括化推進員の配置について福祉保健部以外の分野への拡大を図るとともに、相談を包括的に受け止める場について、自立相談支援機関やおとしより相談センター（地域包括支援センター）、地域福祉コーディネーター等既存の相談支援機関との連携や機能拡充を含め、庁内及び関係機関との調整を図りながら具体的な協議を進めていく。  ○令和2年度に実施した専門研修を引き続き実施するとともに、分野横断的な知識やアセスメント力の向上のため、各相談支援機関や区の関係部署相互による合同研修を実施する。  ○高齢者とその家族への支援など、地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターが連携して複雑化・複合化した課題を抱えた世帯へのアウトリーチによる支援を行うとともに、ケース数の増加などのニーズに合わせ、地域福祉コーディネーターの配置拡大を検討する。	○地域共生社会の実現に向け、地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターの有機的な連携をさらに深めながら活動を展開していただきたい。

施策の方向性(2)健康づくりの推進

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①生涯を通じた健康づくりの推進 ②介護予防・日常生活支援総合事業の充実 ③ライフステージに応じた食育の推進 ④歯と口の健康づくりの推進 ⑤こころの健康づくりの推進	○新型コロナウイルス感染拡大防止による高齢者通いの場の中止等により粹トレの普及は思うようにできなかったが、自宅で粹トレに取り組んでもらう「自宅で粹トレ！」事業を行い、普及に努めたところ、100名募集のところ135名が参加した。  ○食育講習会等で料理の実演動画を使用したところ、参加者から理解度が向上したとの高評価を得られた。  ○「中央区自殺対策計画」に基づき、精神保健相談やゲートキーパー養成講座の実施を継続し、自殺予防対策の取組を進めた。	B	○高齢者通いの場の担い手の発掘ができておらず、新規登録団体の拡大が進んでいない。  ○自殺者数は前年に比べ減少したが、緊急事態宣言中は一時的に自殺者数が減少するものの、解除後はその反動により増加する傾向があり、コロナの長期化で自殺者が増加することが懸念される。	○生活支援コーディネーターと連携して地域の人材を発掘するとともに、元気応援サポーター育成講座受講生等に高齢者通いの場の立ち上げを促していく。  ○自殺リスクを抱えた区民を早期に発見し、専門の相談員へ適切につなぐため、区民・在勤者や区民と直接関わる機会の多い職員向けにゲートキーパー養成講座を実施するなど、関係機関と連携を図りながら、計画的にゲートキーパーを養成していく。	○コロナ禍で外出機会が減少したことで、高齢者のフレイルが増加している。それに伴い認知症の方も増加傾向にあり、受診控えも影響して高齢者の健康体力は明らかに低下してきている。高齢者の外出を促し、交流が進むことで、健康体力を回復させるような施策を期待する。  ○高齢者通いの場などの活動をするとき、活動の場所がないことが大きな障壁になっている。地域活動の場の確保が必要である。  ○日々努力して健康を維持している高齢者を称えるような施策があると良いのではないかと。

施策の方向性(3)在宅療養支援の推進

取組・事業	取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
<p>①在宅医療・介護連携の推進                      ②在宅療養生活を支えるサービスの充実                      ③認知症施策の推進                      ④医療的ケア児者の支援                      ⑤難病・がん患者の支援                      ⑥在宅療養の普及・啓発</p>	<p>○在宅医療を受け持つ医師や訪問看護師等と在宅介護を受け持つケアマネジャーや介護サービス従事者との交流の場である在宅療養支援研修を区全域を対象に年1回、日常生活圏域を対象におとしより相談センターが中心となり年5回開催した。</p> <p>○おとしより相談センターの訪問活動等を通して、認知症が疑われるが受診になかなか結びつかない高齢者を把握するとともに、認知症地域支援推進員が中心となり、認知症初期集中支援チームの訪問につないだ。</p> <p>○認知症サポーター養成講座は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受講人数を制限し、おとしより相談センターから講師を派遣して実施した。</p> <p>○子ども発達支援センターの医療的ケア児コーディネーターが中心となり、対象児童の出生や転出入等の情報を、支援を行う部署間で共有できる仕組みづくりを推進した。</p> <p>○重症心身障害児（者）及び医療的ケア児の健康保持と在宅で介護する家族の負担軽減を図るため、自宅に訪問看護師を派遣し、一定時間医療的ケア児等を代替するレスパイト事業を実施した。</p> <p>○令和2年6月から、外見の変化を伴うがん治療中の方の就労などの社会参加を応援するため、ウィッグや胸部補整具の購入費用の一部を助成する事業を開始した。</p>	<p style="text-align: center;">B</p>	<p>○在宅療養支援研修の開催方法や内容の工夫を図ることにより、医療と介護の顔の見える関係づくりをさらに進めていく必要がある。</p> <p>○認知症が疑われるが受診になかなか結びつかない高齢者を、おとしより相談センターの訪問活動等を通して早期に把握し、認知症初期集中支援チームの迅速な訪問につなぐ必要がある。</p> <p>○認知症サポーター養成講座は、講座回数の増加により、講師となるおとしより相談センター職員の負担が増えているため、区民のキャラバン・メイトによる講座の拡大が必要である。</p> <p>○医療的ケア児の通園・通学に向けた医療・保健・保育・教育との連携や支援体制づくりをより一層進めていく必要がある。</p> <p>○在宅レスパイト事業については、利用者が希望する日に予約が取れないという状況が生じており、利用しやすい環境づくりが必要である。</p>	<p>○おとしより相談センターごとに在宅療養支援研修を開催することにより、より身近な地域で少人数での事例検討などを行うことで、在宅療養を支える医療と介護の連携を進めていく。</p> <p>○おとしより相談センターの訪問活動を引き続き進めるとともに、医師会等の協力を得て認知症初期集中支援チームの派遣医師を増員するなど、迅速に対応できる体制を整えていく。</p> <p>○認知症サポーター養成講座について、区民のキャラバン・メイトによる講座の拡大を図るとともに、キャラバン・メイト同士の交流会を行っていく。</p> <p>○子ども発達支援センターの医療的ケア児コーディネーターをより一層活用し、関係機関や計画相談支援事業所等と連携を図るなど、成長や発達に合わせた切れ目ない支援につなげる仕組みづくりを推進する。</p> <p>○在宅レスパイト事業の利用回数の弾力的な運用など、利用しやすい環境づくりに配慮する。また、医療的ケア児の集団保育ニーズに対応するため、区施設の再編整備の中で受入体制の拡充を図っていく。</p> <p>○がん患者のウィッグ・胸部補整具購入費助成事業を広く周知していく。</p>	<p>○感染症パンデミックを経験し、医療と介護のさらなる連携強化が必要である。区内の医療機関、介護保険事業所、保健所、大学、企業などと連携・協働して大規模災害への備えを検討し、災害発生時には、あらゆる資源を活用して全ての区民の暮らしを守っていくという発想で、中央区における地域包括的なBCP（業務継続計画）の立案を検討していただきたい。</p> <p>○休止となっていた「通いの場」の再開に伴い、参加者の中には以前より認知症が進行した方も見られるようになった。こうしたコロナ禍の現状を踏まえて認知症施策を推進してほしい。</p> <p>○認知症施策について、認知症サポーター養成講座だけでなく、もう少し踏み込んだ施策を期待する。</p> <p>○令和3年6月に公布された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、年度途中でも新たな施策を実施すると良いのではないか。</p> <p>○短期的に入所できるレスパイトサービスの充実など、医療的ケア児の保護者等当事者や関係者の意見を丁寧に聴き、施策に反映していくことが大切である。</p>

施策の方向性(4)生活支援サービスの充実

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
<p>①生活支援コーディネーターによる生活支援体制の整備                      ②地域福祉コーディネーター（CSW）による地域活動の支援                      ③多様な主体による生活支援サービスの充実                      ④地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化                      ⑤地域ケア会議の活用</p>	<p>○地域における高齢者の生活支援や介護予防の仕組みを構築するための生活支援コーディネーターを1名増員し、日常生活圏域（京橋・日本橋・月島）全てに配置、各地域で「支えあいのまちづくり協議体」を開催した。</p> <p>○地域福祉コーディネーターが勝どきデイルーム（月島地域）を拠点とした地域活動の支援を行い、3団体が新規に活動を立ち上げた。また「ふれあい福祉委員会」の支援に地域福祉コーディネーターが関わることで、地域に出向いて情報共有を図りながら地域課題や困りごとを抱えた区民の発見につながる関係性の構築を図った。</p> <p>○社会福祉法人との連携強化に向け、区内社会福祉法人で構成する中央区社会福祉法人連絡会に区の職員が参加し、情報共有及びニーズの把握に努めた。</p> <p>○高齢者暮らしの困りごとサポートでは、高齢者人口の増加に伴い、簡易な作業に対する支援を必要とするひとり暮らし及び高齢者のみの世帯が増加しているため、サービス依頼件数が増加している。</p>	<p>B</p>	<p>○「支えあいのまちづくり協議体」における区民が参加する支えあいの仕組みづくりに向けた人材の発掘等が難しい。</p> <p>○月島地域以外の地域において地域活動拠点の整備が必要である。</p> <p>○地域福祉コーディネーターによる地域支援回数は増加したものの地域活動団体の相互交流やネットワーク化に向けた取組が進んでいない。</p> <p>○高齢者暮らしの困りごとサポートの利用者が固定化してきており、新規利用者拡大のためにサービスを幅広く周知するとともに、利用しやすい工夫を行う必要がある。</p>	<p>○「支えあいのまちづくり協議体」において、各地域のニーズ・課題の把握や地域の特性をいかした資源開発、担い手の発掘等を行い、課題解決につながる支えあいの仕組みづくりの構築に向け協議していく。</p> <p>○日本橋地域に新たな拠点を設け、地域の居場所として活用するとともに、地域福祉コーディネーターが地域課題の解決に向けた住民の主体的な活動を支援する。</p> <p>○地域福祉コーディネーターによる地域活動団体への支援を実施するとともに、地域活動団体の交流会を実施するなどネットワーク化の推進に取り組む。</p> <p>○法人連絡会等の機会を活用して引き続き社会福祉法人との情報共有等を図るとともに、必要に応じて新たなサービスの創出に向けた協議を行っていく。</p> <p>○暮らしの困りごとサポートについて、高齢者クラブや高齢者通いの場等、高齢者が集う様々な機会を捉えて周知を行う。</p>	<p>○地域の見守り活動団体や「通いの場」、社会福祉協議会の支えあいサポーターやふれあい福祉委員会、いきいき地域サロンなど、さまざまな形で地域に関わる人たちの情報交換、交流の中から、課題解決につながる支えあいの仕組みづくりが見えてくる。地域活動者の情報交換、交流の場を大切にすることで、支えあいの仕組みづくりがより一層推進されることを期待する。</p> <p>○地域福祉コーディネーターによる地域活動に関する支援を積極的に進めていただきたい。</p> <p>○生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターが今後も連携・協力しながら、地域共生社会に向けた取組を進めていただきたい。</p> <p>○さまざまな名称の相談員やコーディネーターが存在しているが、境界線なく連携するのは大変難しく、多職種による事例の振り返りの機会を定期的に設けるなど、各種コーディネーターの教育や質の向上に取り組む必要がある。</p> <p>○「虹のサービス」に住民がより参加しやすいよう、環境の整備・充実を図ってほしい。</p>

施策の方向性(5)多様な住まい方の支援

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
<p>①高齢者や子育て等に適した住宅供給の促進                      ②区民住宅の管理の適正化                      ③配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいへの支援                      ④住み替え支援                      ⑤生活困窮者の住まいの確保支援                      ⑥グループホーム等の整備</p>	<p>○生活困窮者自立支援法に基づく必須事業である住居確保給付金は、令和2年4月の制度改正により、コロナ禍による休業等で経済的に困窮し、住居を失うおそれが生じている者まで対象者を拡大したことから受給者が急増した。自立相談支援機関の人員体制を強化し、対応を行った。</p> <p>○桜川敬老館等複合施設の建替えにあわせて、同複合施設内に認知症高齢者グループホーム（定員18名）を整備し、令和3年3月に開設した。</p> <p>○令和3年3月に策定した「中央区障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」において、障害の重度化や高齢化にも対応したグループホーム整備の検討を位置付けた。</p>	<p>B</p>	<p>○住居確保給付金の長期受給者の生活再建や求職活動にあたり支援プランに沿った支援を行うべきところ、感染症対策の必要性もあり、従来の伴走型支援が困難な状況となっている。</p> <p>○中央区「高齢者の生活実態調査」（令和元年度実施）では、介護が必要になっても自宅で暮らしたいと考える高齢者が多数いる一方で、介護施設への入所を希望する高齢者も一定の割合を占めている。今後も地域の人口動向や区民ニーズを的確に見極めていく必要がある。</p>	<p>○生活困窮者自立支援法の各事業の利用者数は、一概に増加することが望ましいものではないが、支援が必要な方の利用につながるよう、自立相談支援機関としての体制を強化し、相談窓口の周知や関係機関との連携を図っていく。</p> <p>○在宅生活が困難となった一人暮らしの認知症高齢者等のセーフティネットとして、認知症高齢者グループホームの確保に向け、中長期的な視点に立って整備を推進していく。具体的には、再開発や既存施設の転用などの機会を捉えながら、民間活力を活用し供給を誘導していく。</p>	<p>○さらなる施策の推進に努められたい。</p>

基本施策2 気づきあい支えあいつながる地域づくり

施策の方向性(1)地域コミュニティの活性化

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①さまざまな主体による活動の推進 ②多世代交流の促進 ③地域活動拠点の整備 ④地域における防災・防犯活動の支援 ⑤商店街・スポーツ振興を通じたコミュニティ機能の強化	○地域福祉コーディネーターの支援により、勝どきダイルーム（月島地域）で住民主体による高齢者交流、子育て支援、多世代交流等の活動を14団体が計131回行った。  ○地域密着型のコミュニケーションを促進するためのアプリ「PIAZZA（ピアッツァ）」の活用を開始し、児童館のイベント情報等子育てに関する情報を発信した。  ○すべての防災拠点運営委員会の活動が休止となる中、「避難所における感染症対策基本マニュアル」を作成し、委員等に送付することにより情報共有を図った。また、職員を中心に感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を防災拠点で実施した。	B	○月島地域以外の地域において地域活動拠点の整備が必要である。（再掲）  ○近隣に頼れる親族がいない30～40歳代の子育て世帯が増え、一人で子育ての不安を抱えている保護者も少なくないことから、地域ぐるみで安心して子育てができる環境を整備する必要がある。  ○防災拠点訓練については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、防災拠点運営委員会をはじめ地域の方々の参加が困難な状況にあるが、感染症収束後は、防災意識の高揚を図り、より多くの区民の参加を促していく必要がある。	○日本橋地域に新たな拠点を設け、地域の居場所として活用するとともに、地域福祉コーディネーターが地域課題の解決に向けた住民の主体的な活動を支援する。（再掲）  ○引き続き「PIAZZA」を活用して子育て情報を発信するとともに、アプリの周知に努め、地域の子育て世代を中心としたコミュニティの活性化を実現していく。  ○地域が主体的に防災拠点運営委員会の活動ができるよう、活動マニュアルの更新や必要な資器材を整備するなど、引き続き支援を行っていくとともに、訓練内容の充実を図っていく。	○近年増加している大規模マンションの自治会と、町丁目別の町会・自治会との一体感を高めるような施策を期待する。  ○敬老館と児童館の交流会の再開など、多世代交流の取組を随時実施することを求める。  ○高齢者通いの場などの活動をするとともに、活動の場所がないことが大きな障壁になっている。地域活動の場の確保が必要である。〔基本施策1(2)再掲〕  ○地域活動の場づくりが大切である。そこから担い手や交流が生まれ、地域支援活動につながるのではないかと。

施策の方向性(2)地域の担い手や活動団体の育成・支援

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①地域の担い手の養成 ②さまざまな主体との協働の推進 ③ボランティア活動の支援 ④企業・NPO等の社会貢献・地域貢献活動の支援 ⑤地域福祉コーディネーター（CSW）・生活支援コーディネーターによる地域活動の支援（再掲）	○地域における顔の見えるつながりや生きがいとしての地域活動を学ぶ、担い手養成塾の講座を開催した。担い手養成塾の修了生の総数は103名と、平成30年度の67名から増加している。また、担い手養成塾修了生同士の交流から立ち上がったプロジェクト「月島長屋の子ども食堂」では、運営メンバーに新規修了生が加わるなど活発に活動が行われている。  ○社会貢献活動団体と区が力を合わせて、公共的な課題解決に取り組み、よりきめ細かな行政サービスを提供するため、令和元年度に採択された2事業を新たに実施した。 ・地域コミュニティPTA（ピタ）ツと！事業「ランPAT2.0」 ・部活動活性化事業  ○地域福祉コーディネーターによる地域支援の一環として、地域活動のための「場」や人間関係のつながりを生み出す「場づくり」について学ぶ、場づくり入門講座を開催した。	B	○担い手養成塾修了生が着実に増えている中、修了生が実際に地域活動を行い、修了生同士が協力できる環境を支援するため、引き続き養成塾の開催とともにフォローアップを実施する必要がある。  ○場づくり入門講座については、子育て世代の参加者がなかった。	○担い手養成塾の修了生同士の交流の場の提供や協働ステーション中央の相談事業によるフォローアップの実施により、修了生とさまざまな団体との連携を支援し、地域活動の広がりを促進していく。  ○補助金の交付等による団体への幅広い活動支援により社会貢献活動団体の裾野を広げること、協働事業提案を行うことができる団体を増加させていく。  ○場づくり入門講座については、多様な世代の方が参加できるよう、講座の周知方法、運営方法等の検討を行う。	○町会をはじめとした身近な地域において、気になる高齢者に連絡し、声かけをすることが大切である。  ○30代、40代の若い子育て世代を担い手として養成するような施策展開ができると良い。  ○全体的に担い手不足が課題となっている。まず第一に専門的な人材の確保が必要であり、その次にボランティア等の養成ができると良い。  ○火災防止の見回り活動を大人と子どもが一緒になって行っている地域があり、大変素晴らしい取組だと思う。夏休みや冬休み等の期間を活用し、大人と子どもが協働し、子どもたちも楽しめるような地域活動を支援することで、地域を活性化できると良い。

施策の方向性(3)重層の見守りネットワークの充実

取組・事業	取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①民生・児童委員の活動支援 ②青少年の健全育成支援、家庭教育支援 ③町会・自治会・マンション管理組合等による見守り体制の推進 ④ささえあいサポーター、認知症サポーター等の拡大 ⑤民間事業者等による見守り体制の推進 ⑥地域の支援者のネットワーク化	○民生・児童委員の活動マニュアルを作成し民生・児童委員活動の強化を図った。また、区民向けのリーフレットを作成し訪問時に配布するなど制度周知を図ることで、民生・児童委員をより身近に感じてもらうとともに、民生・児童委員が円滑に活動できる環境づくりを推進した。  ○認知症サポーター養成講座は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受講人数を制限し、おとしより相談センターから講師を派遣して実施した。〔基本施策1(3)再掲〕  ○見守りを希望する高齢者に対し、あんしん協力員による戸別訪問や街中での声掛け等の地域見守り活動を行う団体に、活動費の支援や研修を実施した。	B	○民生・児童委員候補者の推薦母体である町会・自治会において、担い手の高齢化や担い手不足の課題を抱えており、民生・児童委員についても同様に担い手が不足している。晴海地区など再開発に伴う大規模マンション等においては新規住民や若い世帯が多く、地域の実情に精通した方が少ないことや、民生・児童委員の必要性が十分に認識されていないことなどから候補者の選出が難しく、欠員が多くなっている。世帯数の増加に加え、区民が抱える課題の複雑化、社会的孤立の増加等により、民生・児童委員の負担が増している。  ○ささえあいサポーター養成講座は60～70代の参加者が多く、年齢層に偏りがあった。また、講座終了後の活動について、十分なフォローアップができていない。  ○認知症サポーター養成講座は、講座回数の増加により、講師となるおとしより相談センター職員の負担が増えているため、区民のキャラバン・メイトによる講座の拡大が必要である。〔基本施策1(3)再掲〕  ○町会・自治会・マンション管理組合を単位として組織された団体による見守りは、協力員の高齢化等に対応するため、新たな担い手の確保及び見守りの方法の工夫が必要となっている。	○民生・児童委員候補者の選出について町会・自治会へ継続的な働きかけを行うとともに、リーフレット等を活用し制度周知を図る。班体制の導入や研修・会議の開催方法など民生児童委員協議会と協議しながら、民生・児童委員が活動しやすい環境整備及び負担軽減を図ることで新たな担い手の確保につなげていく。  ○ささえあいサポーター養成講座は、多様な年齢層に参加してもらえよう、開催日時等検討を行う。また、講座修了生を対象としたフォローアップ講座等を開催するなど、講座終了後も継続的な関係を築く仕組みを検討する。  ○認知症サポーター養成講座について、区民のキャラバン・メイトによる講座の拡大を図るとともに、キャラバン・メイト同士の交流会を行っていく。〔基本施策1(3)再掲〕  ○見守り活動団体を増やすために、おとしより相談センターと連携し、地域ケア会議や講座等において事業の周知に努めるとともに、今後は、見守り団体の意見交換会を開催することにより見守り方法のスキルアップを図っていく。	○コロナ禍で外出が制限される中、社会的孤立、とりわけ高齢者のフレイルが懸念されているが、障害者や子どもの孤立、DVや家庭内暴力の増加も懸念されている。地域住民による見守りネットワークの中に、子育て家庭等への支援という視点があると良い。  ○重層の見守りネットワークの充実にあたっては、学生が認知症サポーター養成講座等を受講するなど、大学等と連携した施策を進めていくのも一つの案である。

施策の方向性(4)心のバリアフリーの推進

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①福祉教育の推進 ②障害者等の参加・交流機会の充実 ③多様性を認め合うまちづくりの推進 ④多文化共生の意識醸成 ⑤男女共同参画の推進	○区立小学校4年生・中学校1年生を対象に「中央区障害者サポートマニュアル」を配布したほか、障害のある方等に、ヘルプマーク・ヘルプカードを配布するとともに、区のおしらせ等で広く区民に周知するなど、障害と障害者に対する理解を促進する取組を行った。  ○中止となった健康福祉まつりの代替として、「みんなで学ぼう！健康福祉展」を開催し、パネル展示、講演会、相談会を実施した(来場者122名)。	B	○介助等の体験を行う区立中学校体験学習及び福祉センター利用者と区立保育園との交流を実施できなかったが、感染症対策の工夫をすることにより、実施可能か検討する必要がある。	○幼年期から障害と障害者に対する理解を深めることは重要であることから、今後とも、積極的に職場体験学習での生徒の受入れや保育園との交流活動に取り組むとともに、安全・安心に実施するための検討を重ねていく。  ○学校教育では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を生かしながら、様々な教育活動において、障害者理解に関わる教育、多様性を認める教育、男女の平等性に関する教育を推進する。	○さらなる施策の推進に努められたい。

基本施策3 地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり

施策の方向性(1)地域保健医療体制の整備

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
<p>①かかりつけ医等の普及 ②緊急医療体制の確保 ③災害時の応急救護体制の整備 ④福祉避難所の体制整備 ⑤災害時要配慮者への支援</p>	<p>○災害発生時に各防災拠点で円滑な医療救護活動を運営できるよう災害時医療救護活動従事スタッフ登録制度を創設し、募集・登録を行った。</p> <p>○災害拠点病院である聖路加国際病院の設置者である聖路加国際大学と協定を締結し、緊急医療救護所の設置・運営に必要な医療用資器材を整備した。</p> <p>○聖路加国際大学と災害時における福祉避難所への生活相談員の派遣に関する協定を締結し、要配慮者に対する相談・指導や心のケア等を行う体制を整備した。</p>	<p>A</p>	<p>○災害時医療救護活動従事スタッフが災害発生時に支障なく活動できる体制の整備が必要である。</p> <p>○緊急医療救護所の具体的な運営方法等について聖路加国際病院と協議する必要がある。</p> <p>○災害発生時に協定に基づき適切に生活相談員の派遣を受けられるよう平常時から聖路加国際大学と緊密に連携を図る必要がある。</p>	<p>○災害時医療救護活動従事スタッフを対象とした講習会や防災訓練などを実施する。</p> <p>○緊急医療救護所の運営方法等について聖路加国際病院と協議し決定していくほか、災害時に迅速かつ適切に設置・運営できるよう区職員における訓練を実施したうえで聖路加国際病院との合同訓練の実施を検討する。</p> <p>○生活相談員の派遣については定期的に聖路加国際大学との協議の場を設けるなど連携強化を図っていく。</p>	<p>○感染症パンデミックを経験し、医療と介護のさらなる連携強化が必要である。区内の医療機関、介護保険事業所、保健所、大学、企業などと連携・協働して大規模災害への備えを検討し、災害発生時には、あらゆる資源を活用して全ての区民の暮らしを守っていくという発想で、中央区における地域包括的なBCP（業務継続計画）の立案を検討していただきたい。〔基本施策1(3)再掲〕</p> <p>○大規模災害の発生に備え、全ての区民の暮らしを支えることができるような体制の整備が必要である。</p> <p>○福祉避難所に関する聖路加国際大学との協定を締結したところであるが、要配慮者の福祉避難所への移動手段等について、今後検討を進める必要がある。</p> <p>○災害発生時において、障害者や高齢者の方が安心・安全に過ごせるよう、当事者やその家族を地域がどのようにサポートしていくのか、また、在宅避難という観点からも福祉避難所の体制整備を考えていくことが、地域の防災力向上にもつながるのではないかと。</p>

施策の方向性(2)健康危機管理対策の推進

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①感染症対策の推進 ②衛生的な環境の確保 ③食生活の安全確保 ④医事・薬事の安全確保	<p>○新型コロナウイルス感染症の対応については、感染症法に基づき保健師を中心とした感染拡大防止業務を遂行するとともに、感染者や濃厚接触者等への健康観察を通して相談支援を行った。また、医療相談窓口においても新型コロナウイルス感染症に関する相談に積極的に応じた。</p> <p>○令和2年4月9日から新型コロナウイルス感染症サーベイランス事業（流行調査）としてPCR検査を実施し、5月11日からは中央区医師会及び日本橋医師会の協力を得て、中央区PCR検査センターを開設し、検査体制の充実を図った。</p> <p>○乳幼児の保護者の負担軽減と接種忘れを防止するため、スマートフォン等を利用した予防接種スケジュールの自動生成、接種時期を通知するメール配信、接種医療機関の検索などのサービスを提供した。</p>	B	<p>○引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会時の感染症の発生に備えた対策が必要である。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症に対しては、さまざまな応援体制を組んで保健所の体制を強化しながら対応してきたが、今後の感染症等の発生に備え、保健所の体制整備について検討する必要がある。</p>	<p>○新型コロナウイルスワクチン接種においては区内医療機関や医師会と連携し、区民が円滑に接種できる体制を構築するなど、引き続き感染拡大防止に取り組んでいく。</p> <p>○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会時の感染症発生に備え、電話やタブレット端末を使用した通訳を導入した外国語対応を行うとともに、感染症指定医療機関である聖路加国際病院等との連携強化を図る。</p> <p>○区民の医療・健康に対する疑問や不安に 대응するため、中立的な立場で相談を受けることができる医療相談窓口を引き続き設置する。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の対応にかかる保健所の体制について検証するとともに、今後の感染症等の発生に備え、保健所の体制整備を図っていく。</p> <p>○医師会と協力し、予防接種法に基づく小児や風しん等の定期予防接種及び本区独自の任意予防接種（おたふくかぜ）の継続実施に加え、高齢者肺炎球菌の接種率向上のため、令和5年度まで自己負担額を軽減する。また、風しんの定期接種は令和3年度が最終年度であるため、接種勧奨を行い接種率の向上を図る。</p>	<p>○ワクチン接種が順調に進んでいることを含め、中央区保健所の新型コロナウイルスへの対応は評価できるが、それが十分であったのかどうかを検証した上で、今後の感染症の発生に備え、保健所の体制について検討することが重要である。</p>

施策の方向性(3)福祉サービスの質の向上・人材確保

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①社会福祉法人・サービス事業者の支援・指導の強化 ②第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上 ③福祉サービス苦情相談窓口の設置 ④福祉専門職等人材の確保	<p>○認可外保育施設に対し福祉サービス第三者評価受審費用助成を開始し、第三者評価受審の促進を図った。</p> <p>○区内介護サービス事業所での就労を希望する方を対象に、介護職員初任者研修や職場見学・職場体験等を行う介護人材確保支援事業及び介護職合同就職・面接会により、11名が就職し、介護職員の確保・定着につながった。</p>	B	<p>○福祉サービス第三者評価の受審が義務付けられていない施設の事業者等においては、受審に対する負担感等から積極的な受審につながっていない。</p> <p>○介護人材確保支援事業は、参加希望者の増加に対応できていない。また、就職した11名のうち1名は3カ月以内に離職した。</p>	<p>○事業者に対し、第三者評価を受審するメリットや効果、助成制度について引き続き周知し受審を促進する。</p> <p>○介護人材確保支援事業の募集定員を拡大し、介護人材の安定的な確保と育成を図っていく。さらに就職後のフォローアップを行い、必要に応じて、事業所との再度のマッチング等、介護職員の定着に取り組んでいく。</p>	<p>○介護人材確保支援事業等の実施が介護職員の確保・定着につながったかどうかを評価するためには、離職者数も含め評価することが必要である。</p>

施策の方向性(4)生活困窮者等の自立支援

取組・事業	取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①暮らしと仕事の自立支援 ②ひとり親家庭の自立支援 ③子ども・若者の学習支援 ④ひきこもり支援	○自立相談支援機関では、コロナ禍の長期化により支援件数が急増したため、人員を増加して対応したもののケースごとの支援は感染症対策及び早期対応の必要性などから支援調整会議を簡略化して対応を行った。  ○生活困窮家庭の小学生を対象にした「子どもの学習・生活支援事業」及びひとり親家庭の中学生を対象とした「ひとり親家庭等学習支援事業」では、ともに新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のためオンライン環境を導入し、会場での学習会を併用することで滞りなく事業を遂行することができた。中学3年生は、在籍6名全員が高校に進学した。  ○生活困窮者自立支援法に基づく支援会議を開催し、ひきこもりケースの把握状況や支援実績、課題等について保健所や教育センターをはじめとした関係機関の共有を図った。	B	○今後も自立相談支援機関では相談支援の需要が増大した状況が続くことが見込まれる。対象世帯の個々の課題も複雑かつ多岐に渡り、高度な知識と技術が求められることから、専門の相談員の育成及び体制の強化が必要である。  ○現在の生活困窮家庭向け学習会は小学生までとなっており、中学進学後の継続利用の要望があるにもかかわらず利用できない状況が続き、支援の継続性に課題がある。ひとり親家庭等学習支援事業においても学習面だけでなく、子どもや家庭の生活面の課題等を把握し、支援につなげていく必要があることから、「子どもの学習・生活支援事業」と「ひとり親家庭等学習支援事業」の連携が不可欠であり、切れ目のない支援体制を構築していく必要がある。  ○現状では、中学卒業、高校進学後の状況把握ができず、地域における高校生世代の支援の場が限られていることに加え、コロナ禍の影響を鑑み、高校中退や経済的理由による大学進学の見送り等を要因とした貧困の連鎖を防ぐための取組が必要である。	○生活困窮者への生活支援資金や住居確保給付金の貸付・給付期間終了後は、生活相談が増加することが見込まれるため、相談支援体制を整え関係機関と連携して対応を図ることで、必要な支援につなげていく。  ○令和3年度から、小学生向けに実施していた「子どもの学習・生活支援事業」と中学生向けに実施していた「ひとり親家庭等学習支援事業」を統合するとともに定員拡大を図るほか、これまで状況の把握が困難であった高校生世代への学習支援の場を新設し、小学生から高校生世代まで一貫した切れ目のない支援体制を構築する。 学校や教育センターのスクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、民生・児童委員等との連携を深め、家庭が孤立化しないよう継続的な信頼関係の構築や必要な制度へ確実につなぐ体制づくりを進める。	○小学生から高校生世代まで、一貫した切れ目のない支援を行う取組は素晴らしいと思う。ぜひ実現していただきたい。大学へ進学するときの資金の援助など、区として実施できればなお良いと思う。今後の展開に期待する。  ○路上生活者の立場に寄り添った支援のさらなる充実を望む。

施策の方向性(5)権利擁護の推進

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①人権尊重 ②児童虐待防止 ③高齢者・障害者の虐待防止 ④成年後見制度の利用促進	○要保護児童対策地域協議会を開催し、各関係機関間において要保護児童等についての情報共有や児童虐待についての理解を深め、要保護児童等の適切な保護及び支援を図った。  ○区のおしらせやホームページ、リーフレット等で高齢者・障害者の虐待防止に関する普及啓発を図るとともに、介護事業者に対しては虐待防止マニュアルを周知し、高齢者虐待に関する通報・相談窓口の啓発を行った。  ○中央区成年後見制度利用促進検討委員会において、現状と課題の共有、計画に盛り込むべき施策の方向性について検討し、高齢者施策推進委員会及び自立支援協議会の協議を経て、令和3年3月に「中央区成年後見制度利用促進計画」を策定した。（「中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」及び「中央区障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」に包含）	A	○児童虐待件数の増加に加え、児童福祉法の改正に伴う児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担の見直しにより、令和元年10月から区の子ども家庭支援センターで対応すべきケースが増加したことから、さらなる関係機関との連携及び児童相談体制の強化が必要である。  ○高齢者・障害者の虐待を防止するとともに、早期発見・早期対応につなげる必要がある。  ○人口の増加とあわせて高齢者等の人口も増加していることから、判断能力が不十分な高齢者等も増加が見込まれるが、成年後見制度の利用者数は減少傾向となっている。  ○成年後見の担い手を養成するため、社会貢献型後見人等候補者養成研修を実施し、毎年2～3名程度養成しているが、実際に後見人等として受任するケースが少ない。	○中央区と台東区、東京都で共同モデル事業を実施し、児童相談所と子ども家庭支援センターのさらなる連携や職員の人材育成など、児童相談体制の強化を図る。  ○通報・相談窓口や虐待防止について、引き続き普及啓発を図るとともに、事業所に対しては連絡会や実地指導等の機会を通して理解促進を図る。介護相談員の報告や事業所の事故報告等をもとに虐待の早期発見につなげる。  ○令和3年4月から、区と成年後見支援センター「すてっぷ中央」が中核機関として、さらなる成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進する。  ○区のホームページの活用や、地域の関係機関と連携し効果的な周知方法を検討するなど成年後見制度の普及啓発の充実を図る。  ○フォローアップ研修を引き続き実施し、社会貢献型後見人等候補者の資質向上や情報共有の機会を確保するとともに、社会貢献型後見人等の受任がふさわしいケースの発掘や必要に応じて受任要件の見直しを検討する。	○さらなる施策の推進に努められたたい。



施策の方向性(6)ユニバーサルデザインのまちづくり

取組・事業	取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
<p>①情報バリアフリーの強化 ②人にやさしい空間づくり ③子どもを守る安全なまちづくり</p>	<p>○区公式ホームページのアクセシビリティの維持・向上に取り組んだほか、声の広報、点字広報の発行や、高齢者・障害者に対しては希望者へ広報紙を無料で配送するなど、情報バリアフリーを推進した。</p> <p>○庁舎内に手話通訳者を配置したほか、障害者差別解消に向けた庁内環境整備の一環として、窓口に筆談ボード等を設置した。</p> <p>○月島・勝どき・晴海エリアのバリアフリーマップを作成した。作成にあたっては講習会を開催してボランティアを養成するとともに、インターネット上でバリア情報を投稿できる「WEB投稿ページ」を構築し、継続的、自発的に取り組める環境を整備した。</p> <p>○茅場町駅にエレベーターが設置され、エレベーター設置駅は28駅中27駅となった。</p>	<p style="text-align: center;">A</p>	<p>○庁舎内に配置する手話通訳者の利用者が少ない。</p> <p>○バリアフリーマップは令和3年度をもって区内全域で作成済みとなるが、更新作業を行うにあたっては、ボランティアの養成や継続的、自発的に取り組める環境づくりが必要である。</p> <p>○JR総武線新日本橋駅及び馬喰町駅のJR構内におけるエレベーターの設置については、用地の確保が困難であり、周辺開発や既存建物の建替え等の機会を捉え、駅との接続について協議・調整を促す必要がある。</p>	<p>○手話通訳者設置事業については、区のおしらせや障害者福祉団体等を通じ、事業の周知を図る。</p> <p>○バリアフリーマップ作成講習会を開催してボランティアを養成するとともに、「WEB投稿ページ」の利用により継続的かつ自発的な活動の促進を図る。</p> <p>○鉄道事業者（JR）に対してバリアフリー経路の確保及び必要な協議・調整を促すとともに、バリアフリー化に対する経費の一部を補助する。</p>	<p>○高齢者や障害者等全ての人が安全かつ快適に利用できるよう、公共施設や道路などのバリアフリー化をより一層進めていただきたい。</p> <p>○段差のない比較的広い歩道を自転車が通行する際に、歩行者が安全に歩道を利用できるよう、交通マナー教室などを開催し、啓蒙を図っていただきたい。</p>